

令和6年度国民年金システム標準化ワーキングチーム
(第三回) 議事概要

日時：令和7年3月3日（月） 10：00～11：00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17 階（東京都千代田区丸の内 3－2－3）

出席者（敬称略）

（構成員）

中川 健治（座長）	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
立石 亨	公共システム政策研究所 代表
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区 生活振興部地域振興課国民年金係 係長
絵面 崇子	桐生市 市民生活部市民課 年金担当係長
下濱 梓	苫小牧市 市民生活部保険年金課 年金係 主査
赤峰 佐緒里	久留米市 健康福祉部 医療・年金課 課長補佐兼主査

（オブザーバー）

米田 圭吾	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
福本 大輔	デジタル庁 統括官付 参事官付主査
中川 瑛	総務省 自治行政局住民制度課 デジタル基盤推進室 課長補佐
地藤 学	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
帳山 昌一	日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
平山 宏昌	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 令和7年度の取組方針及び討議事項
 - (2) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

○本日はワーキングチームであるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち事業者を除く有識者、自治体の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。(事務局)

○本日の資料は、議事次第、資料1及び参考1の3点である。参考1は、昨年11月に実施した意見照会においていただいたご意見をまとめたものである。資料の詳細についての説明は割愛させていただくため、各自ご確認いただきたい。(事務局)

2. 議事

(1) 令和7年度の取組方針及び討議事項

○目次1「今年7年度標準化研究会の取組方針(案)」についてご説明する。令和7年度の取組は、令和7年度に標準仕様書に反映する事項と、令和8年度以降に標準仕様書に反映する事項の大きく2つに分かれる。また、令和7年度に標準仕様書に反映する事項は、「法令・制度改正への対応」及び「誤記訂正等の正誤表による対応」の2つに分かれる。「法令・制度改正への対応」では、法令・制度改正の内容について標準仕様書への反映を行う。ただし、他の制度所管庁との協議が必要となる事項については原則、令和8年度以降に対応する。その他の要因による令和7年度の改定は原則行わず、討議のみ実施する形とさせていただく。「誤記訂正等の正誤表による対応」では、明らかな誤記の訂正、機能要件の考え方等の加除等の対応が必要となった場合において、正誤表にてそれらに対応する。令和8年度以降に標準仕様書に反映する事項については、「令和8年度以降の業務効率化に向けた討議」を実施させていただきたいと考えている。また、その他にも令和7年度中に検討が必要な事項があれば研究会等で提示し、討議させていただきたいと考えている。(事務局)

○スケジュールについて説明する。令和7年度の大きなマイルストーンの1つとして、10月末の標準仕様書改定がある。10月末の改定を軸として、研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会の開催を想定している。開催時期等に変更がある場合は、改めて周知させていただく。(事務局)

○続いて、目次2「令和7年度標準化研究会の討議事項(案)」について説明する。令和7年度標準化研究会の議題案を7つ記載させていただいた。議題案の取組内容としては、「法令・制度改正への対応」と「令和8年度以降の業務効率化に向けた事項」の2つがある。さらに、それぞれの議題案について「討議」か「報告」に分類している。「法令・制度改正への対応」は「討議」、「令和8年度以降の業務効率化に向けた事項」は、研究会等で討議する事項と、事務局で検討した内容を報告する事項の2つに分類される。(事務局)

○議題案の詳細についてご説明する。「議題案No1. 育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準

仕様書の改定」は、国民年金法の一部改正による育児期間免除措置の創設に伴い、標準仕様書改定が必要となるため討議対象としている。施行時期が 2026 年（令和 8 年）10 月 1 日であるため、令和 7 年度に標準仕様書の改定を実施する予定である。（事務局）

○議題案 No. 1 の討議のポイントは 2 点あると考える。1 点目は育児期間保険料免除措置の創設に伴い生じる事務についてである。具体的には、新たに生じる具体的な業務内容は何か、その業務を遂行するために必要な業務フローは何か、また、必要となる機能等の要件は何か、といった一連の流れを議論し、標準仕様書に反映したいと考えている。2 点目は育児期間保険料免除措置の創設により産前産後保険料免除業務に与える影響についてである。具体的には、育児期間免除措置の創設により現行の産前産後保険料免除業務にどのような影響があるか、その影響を踏まえ改定が必要な業務フローは何か、また、改定の対象となる機能・帳票要件は何か、について議論させていただきたい。（事務局）

○業務フローの作成にあたっては、育児期間保険料免除に係る届出の様式について、産前産後免除該当届と一体化した帳票を新たに作成することを検討している。そのため、「産前・産後免除申請書受理・審査」の業務フローも考慮し、フローの追加等の対応を行う予定である。（事務局）

○帳票レイアウトについては、産前産後免除該当届と一体の様式として、新規帳票を作成することを検討したいと考えている。参考として、育児期間保険料免除措置に関する帳票案「国民年金産前産後免除該当届 育児免除該当届・終了届」を記載している。（事務局）

○「議題案 No 2. 被保険者・受給者情報管理機能の拡充（年金相談）」についてご説明する。本議題案の元のご要望は市町村からいただいたものである。具体的なご要望の内容は次の通りである。障害年金の相談があった際、厚生労働省ホームページに掲載されている「障害基礎年金相談シート」をベースに聞き取りを行い、その内容をシステムに入力し管理をしている。標準準拠システム移行後は、メモ機能を活用して相談内容管理することになるが、当該機能のみでは管理が難しいため、「障害基礎年金相談シート」に沿った管理項目を追加、または、メモ機能を拡充する等して標準化後の国民年金システム上で管理ができるようにしてほしいとの内容である。（事務局）

○議題 No. 2 の討議のポイントとして、まずは、障害年金等の各種年金相談について、現状の機能で管理が可能か、また、業務上で支障となる事項・課題は何かを明らかにしたいと考える。それらを踏まえたうえで、対応方針を検討したい。また、何かしらの対応が必要と判断された場合の業務フロー、機能要件の修正等の具体的な内容についても検討していきたいと考えている。（事務局）

○「議題案 No 3. 自治体情報システム標準化における日本年金機構とのシステム連携による効率化の実現に向けた検討」についてご説明する。まず、本議題案の検討の背景についてご説明する。現在、市町村と日本年金機構の間では、CD 等の電子媒体又は紙媒体による多数の情報交換が行われている。「自治体情報システム標準化」により、市町村側のシステム仕様が統一された段階で、ネットワーク連携による情報交換の効率化と、これに基づく業務の効率化を諮りたいと考えている。検討の範囲としては、全ての市町村と日本年金機構の間のネットワーク連携については、本研究会検討事項の対象外とする。また、現在行われている特別徴収に係る情報交換は、別途の検討が行っているところであり、本研究会検討事項の対象外とする。検討事項としては、単

に、現状の情報交換事項をネットワーク連携により効率化するだけにとどまらず、①市町村と日本年金機構の間の情報交換事項に過不足等改善事項がないか、②市町村間で行った方が良い情報交換事項はないか等の現在の事務処理基準に留まらない検討を実施したいと考えている。（事務局）

○「議題案 No 4. 出入国在留管理庁とのデータ連携の実現（国籍変更報告等）に向けた検討」についてご説明する。年金事業運営においても在留外国人の対応は重要課題となっており、昨年末の第 76 回社会保障審議会年金事業管理部会においても議論があった。年金局としては、在留外国人の方々に対して、適切な時期に年金制度の周知広報を行い、年金制度に対するご理解のもと、適用や保険料納付を行っていただくことが重要と考えている。このため、これまで出入国在留管理庁と連携し、空港における周知広報や外国人向けリーフレットを活用した年金制度説明を実施している。今後は、就労を目的として入国される外国人に対する研修の機会を利用した年金制度説明などを行うこととしている。また、更なる取組として、出入国在留管理庁との国籍情報等の連携も検討の対象になるものと考えている。出入国在留管理庁との今後の協議・検討状況については、適宜ご報告させていただく。令和 7 年度の構成員である市町村の皆様には、出入国在留管理庁と様々な連携の方策を検討するにあたり参考となる事項等あればご助言等いただきたい。（事務局）

○「議題案 No 5. 標準化後の 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数の確認方法」についてご説明する。本議題案の元のご要望は市町村からいただいたものである。具体的なお要望は、税システムでは「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の数値をカスタムで保持していたが、標準化により保持しなくなる予定であり、国民年金の免除試算に大きな影響があることから、標準化後の税務システムへの実装が必要との内容である。（事務局）

○現行の税務システムでは、一部自治体の税務システムにおいて、「16 歳以上 19 歳未満扶養親族数」の情報を管理・保持していると認識している。一方で、標準化後の税務システムについては、標準仕様書に「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の情報を管理項目として定義していない状況と認識している。税務システムの状況を踏まえた検討方針は、①構成員である市町村の皆様の本議題に係る実務運用を確認する、②確認した実務運用を踏まえ後述の 2 点の検討・調整を行う、である。1 点目は国民年金システムに必要な機能要件の検討である。2 点目は税務システムの標準仕様書を所管する総務省への確認・調整である。また、令和 7 年度の構成員である市町村の皆様には、2 点ほど依頼させていただくこととしている。1 点目、現状の「16 歳以上 19 歳未満扶養親族数」の確認方法について確認させていただきたい。具体的には、税システムとの連携、税システムの直接確認、担当者間での連携等の確認方法について確認させていただきたい。2 点目、標準準拠システム移行後の「16 歳以上 19 歳未満扶養親族数」の確認方法についても確認させていただきたい。（事務局）

○「議題案 No 6. 書かない窓口の実現に向けた検討」についてご説明する。検討の背景としては、総務省から示された方針等に基づき、自治体窓口業務等における「書かない窓口」を各自治体において検討し、随時実施していると認識している。また、国民年金業務においても、届書等を紙媒体ではなく電子的な方策により受理すべきと考えており、年金局及び日本年金機構ではマイナポータルとねんきんネットの連携による利便性のある電子申請環境の構築とその利用推進に

取り組んでいる。今後、電子申請の進展に伴い来所する方が将来的に減ることにより、窓口のコンパクト化が想定される。一方で、電子申請の利用ができない手続きやデジタルに不慣れなため来所される方等への対応は窓口で行われることになる。「書かない窓口」の検討は、住民サービスの向上と市町村事務の効率化の実現を目的として進めたいと考えている。検討の範囲としては、自治体で検討・実施されている「書かない窓口」対策を踏まえ、国民年金業務システムとして具備すべき機能やシステム仕様等の検討を実施したいと考えている。（事務局）

○「議題案 No 7. 交付金事務の業務改善等に係る検討」についてご説明する。検討の背景としては、交付金（国民年金及び年金生活者支援給付金）に係る事務は通年・定例で発生しており、その対応にご負担をおかけしている。特に年末から年度末にかけて多大なご負担をおかけしている状況にあり、何らかの業務改善ができないか年金局でも検討を行っている。交付要綱の改正は、国民年金等の事務の実態調査を踏まえて行うべきものであるが、現在の要綱の範囲内において、または、現在の要綱外であっても実態調査を踏まえる必要のない軽微な修正等について検討が行える事項がないか、ご意見等をいただきたい。検討の範囲としては、全ての市町村、地方厚生局及び年金局の間のネットワーク連携については、本研究会検討事項の対象外とする。ただし、何らかの方策によりネットワーク連携ができるという前提で、改善できる事項がないかご知見等をいただきたいと考えている。なお、全ての市町村と日本年金機構の間のネットワーク連携が可能となる、という前提とさせていただきたい。（事務局）

○目次 1 「今年 7 年度標準化研究会の取組方針（案）」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）

○「法令・制度改正への対応」について、他の制度所管庁との協議が必要となる事項については原則令和 8 年度以降に対応するとあるが、議題案 No. 4 においては出入国在留管理庁との調整が必要であると考え。これらは、例外として令和 7 年度に対応するのか。（構成員）

○議題案 No. 4 は、「令和 8 年度以降の業務効率化に向けた事項」として検討する予定である。一方で、令和 7 年度中に標準仕様書への反映を行う「法令・制度改正への対応」は、議題案 No. 1 のみが対象となる。（事務局）

○改定時期については昨年 12 月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において原則 8 月末、または、1 月末と定められている。標準仕様書の改定に伴い、デジタル庁が定めるデータ要件・連携要件の改定を行う必要があり、各業務の改定時期を統一したいと考えている。「10 月改定となる理由」「原則以外の取り扱いとなっている点をどう考えているか」について教えていただきたい。（オブザーバー）

○原則の改定時期については認識しているが、標準仕様書の改定時期は制度改正の施行の 1 年以上前となっているところ、年金制度改正の施行が令和 8 年 10 月であるため、8 月の改定が可能か検討したが、改定内容が明確になっていない中での研究会等での議論・報告や意見照会を踏まえると 8 月末に公表することは難しいと考え、10 月改定で設定させていただいている。（オブザーバー）

○8 月末の公表には間に合わない可能性があることについては理解した。スケジュール設定や 8 月末公表が難しい理由等については担当者間でやり取りさせていただきたい。これまで改定時期が業務ごとで様々であったため、デジタル庁が定めるデータ要件・連携要件の改定時期にも

ばらつきが生じ、他業務のデータ要件・連携要件にも影響することで、開発事業者の負担となっていた。改定時期は閣議決定で定めた事項であるため、できる限り原則に則った対応をご検討いただきたいと考えており、この件については、引き続きやり取りさせていただきたい。（オブザーバー）

○承知した。令和7年度の検討において、デジタル庁と相談しながら進めさせていただきたい。（オブザーバー）

○目次2「令和7年度標準化研究会の討議事項（案）」についてご質問等あれば伺いたい。本会議は、議題案の報告が目的であり、具体的な議論は令和7年度に実施する予定である旨をご理解いただきたい。また、議題の多くについては、事務局で検討を進める課題であり、事務局で検討・整理したうえで結果をワーキングチーム等で議論、また、意見照会を実施させていただくことを予定している。（事務局）

○「議題案 No 1. 育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）

○育児期間保険料免除措置の創設に伴い標準仕様書の改定も必要であるが、現在、産前産後免除は電子媒体で報告しているため国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書についても並行して改定が必要であると考えますが如何か。（構成員）

○年金局で並行して検討を進めているところであり対応について整理ができた段階で市町村や関係機関にご報告させていただく。標準仕様書における対応としては、「産前・産後免除申請書受理・審査」の業務フローの見直し、機能要件、帳票レイアウト及び帳票詳細要件の追加等の対応を予定している。（オブザーバー）

○「議題案 No 2. 被保険者・受給者情報管理機能の拡充（年金相談）」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）

○特になし。（構成員）

○「議題案 No 3. 自治体情報システム標準化における日本年金機構とのシステム連携による効率化の実現に向けた検討」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）

○現状、CD 等の電子媒体又及び紙媒体で日本年金機構と情報交換をしており、機能・帳票要件においても、市町村から日本年金機構への電子媒体による報告が機能として定義されている。それらの機能について、令和7年度中に何かしら取り扱いが変わるようなことがあるか。（構成員）

○特段、現状の取り扱いを変えることはないが、将来的なネットワーク連携の実現を見据えて、令和7年度から検討を開始したいと考えている。事務局で内容を整理したうえで、研究会等でご報告させていただくことを想定している。（オブザーバー）

○検討の範囲に、全ての市町村と日本年金機構の間のネットワーク連携については本研究会検討事項の対象外とするとあるが、連携に当たって、どういうネットワーク経路を使うのか等の基盤面については研究会等では検討をしないという意味であるとの理解でよいか。（構成員）

○検討の対象外として記載している部分に関しては、年金局で関係機関と調整し検討を進めることを想定している。構成員の皆様には、市町村と日本年金機構間、市町村間で情報交換すべき事項等についてご意見いただきたいと考えている。（オブザーバー）

○記載内容について理解した。（構成員）

- 「議題案 No 4. 出入国在留管理庁とのデータ連携の実現（国籍変更報告等）に向けた検討」についてご質問等あれば伺いたい。本議題案は、報告事項であり、今後事務局において検討を行ったうえで構成員への報告、意見照会等を依頼させていただくことを予定している。（事務局）
- 議題案 No. 4 及び No. 5 について補足する。これらは、国民年金業務単独で改定を行うことができる内容ではなく、関係省庁との調整が必要となる。事務局で検討を行い、ある程度整理ができた段階でご報告させていただき、ご意見等をいただきたいと考えている。（オブザーバー）
- 「議題案 No 5. 標準化後の 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数の確認方法」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）
- 特になし。（構成員）
- 「議題案 No 6. 書かない窓口の実現に向けた検討」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）
- 特になし。（構成員）
- 「議題案 No 7. 交付金事務の業務改善等に係る検討」についてご質問等あれば伺いたい。（事務局）
- 議題案 No. 6 及び No. 7 について補足する。これらは標準仕様書に定めていない事項であるが、令和 7 年度は国民年金システム標準化の検討に並行してこれらの議題の検討も進めていきたいと考えている。議題案 No. 6 については、「書かない窓口」の実現によって、利用者の届出作成時間の短縮や、市町村の窓口業務の改善及び標準化による負担軽減に繋げていきたいと考えている。議題案 No. 7 については、通常の国民年金事務の他に交付金に係る事務を依頼しており、ご負担をおかけしているため、事務の簡素化に繋がるような検討をしていきたいと考えている。（オブザーバー）
- 全体を通してご意見等があればお願いしたい。（事務局）
- 前回の研究会で議論した「支援措置対象者情報の連携」については、令和 7 年度に議論しなくてよいか。（構成員）
- 本件については、事業者にもご意見をいただき、令和 7 年度での標準仕様書への反映は難しいと判断したため、令和 7 年度の議題案においても対象外としている。検討時期については、令和 8 年度において業務効率化に向けた検討をする中で、対象となる可能性がある。（事務局）
- 令和 8 年度に標準仕様書への反映をする形での令和 7 年度の検討も実施しない方針で結論がでた認識でよいか。（構成員）
- ご認識の通りである。（事務局）

3. 閉会

- 数点ご案内させていただく。本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2 点目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3 点目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続きご協力いただきたい。（事務局）
- 1 年間、国民年金システム標準化の取組にご協力いただき御礼申し上げます。本取組について、令和 7 年度も引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。厚生労働省年金局から令和 7 年度の開催等について案内があるか。（事務局）

○本年度は国民年金システム標準化研究会へのご参加及びご協力いただき御礼申し上げます。ご協力により、昨年 10 月に正誤表を公表し、本年 1 月には改定標準仕様書の公表を行うことができた。令和 7 年度については、本日提示した議題案について検討することを想定しているが、それ以外にも対応が必要な事項があれば随時ご提案させていただきたいと考えている。また、年金制度改正以外にも税制改正等も予定されているため、国民年金事務への影響が想定されるような場合や、標準化に関して対応が必要と見込まれる事項について共有させていただく。引き続きご協力を承りたい。(オブザーバー)

以上